

新型インフルエンザの予防について

平成21年9月1日

須坂市教育委員会学校教育課
須坂市立仁礼小学校

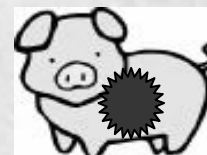
「新型インフルエンザ」ってなんですか？

・動物のインフルエンザが変化して、人から人に感染することによって起る病気です。



「新型インフルエンザ」にかかると(症状は)

突然の発熱(38℃以上)、だるい、食欲の不振、せき などの
ほか ・鼻水・のどの痛み、吐き気、嘔吐、下痢などの症状



鶏肉や豚肉を食べ
ても感染しません。

「新型インフルエンザ」にかかったかな?と思ったら

①すぐにお医者さんに行きましょう。(必ず医療機関に電話し、受診方法を確認してから受診してください。)

②症状を正しく説明し、「インフルエンザ」にかかっているか、簡易検査をしましょう。

(「新型インフルエンザ」かどうかの確定検査は、同じ学校から1週間以内に、2人以上の人がお医者さんにかからないと検査しません。)

③お医者さんから薬をもらって、自宅で休みましょう。

④症状が良くなったら、お医者さんに診ていただいて、治っていたら、治ったことを証明する書類を持って学校に行きましょう。この証明書がないと学校には登校できません。



注意

家族が「新型インフルエンザ」にかかっても、発熱等の症状がなければ、登校停止となりませんので、家族に患者がいることや、症状がないことを学校にあらかじめ相談し、マスク等の感染拡大予防をした上で、登校をさせてください。



学校では、

・児童・生徒がインフルエンザにかかったら、学校から長野保健福祉事務所(長野保健所)と市教育委員会へ報告します。

インフルエンザにかからないために

インフルエンザ予防対策 !!



新型インフルエンザの予防は、

- ①うがい・手洗い・外出時のマスクです。
- ②咳をするときは、マスク・ハンカチ・ティッシュなどで、鼻・口を押さえ、他の人から顔をそむけましょう。(せきエチケット)
- ③規則正しい生活、十分な休養と睡眠をとりましょう。
- ④バランスの良い食事をとりましょう。
- ⑤人ごみはできるだけさける。

など、普通のインフルエンザと同じですが、
先ずはかからないように、自分で予防します。

学校の臨時休校等の目安

県教委統一基準

学校での状況	臨時休業等の目安
児童・生徒がインフルエンザと診断された場合	その児童・生徒を出席停止とする。
A型インフルエンザと診断された児童・生徒が発生した学級において、出席停止を含め、欠席者の割合が10%を超えた場合 ただし、児童・生徒等の数が20人未満の学級にあつては、出席停止を含め欠席者が2名を超えた場合。	その学級を学級閉鎖(学年に1学級しかない場合は、学年閉鎖とする。)
学校全体の出席停止を含めた欠席者の割合が、10%を超えた場合	その学校を休校とする。
注意 1、臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)期間は、概ね1週間とするが、再開に当たっては学校医の意見を聞いて是非を判断する。(学校医依頼済み) 2、学校が臨時休業を実施した場合は、県衛生部健康づくり支援課において、学校名が公表される。	

学校が臨時休業となった場合

1、通っている学校で学級閉鎖または学校が休校となった場合

(1) 感染している児童生徒は、自宅で安静にしてください。

(2) 感染していなくても

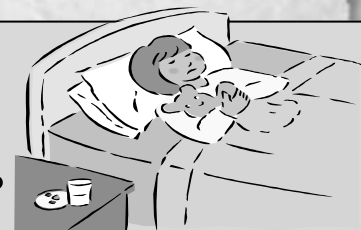
① 自分の学級が学級閉鎖となった場合は、外出は見合わせ自宅待機としてください。したがって児童センター、児童クラブへ通うことや、社会体育活動としての野球やバレーボール、塾等への出席もしないようしてください。

② 学校からの連絡が取れる体制で、学校から出された課題や日頃できなかった学習を進めてください。

(3) 学校が休校となった場合は、該当地区の児童クラブ、児童センターは当分の間、閉鎖とします。

学校が休校とならなくても集団感染の拡大が心配される場合は、児童クラブ、児童センターを閉鎖とすることがあります。

2、学校職員は通常通り勤務していますので、不明な点は連絡・確認をお願いします。尚、公的な問い合わせは下記になります。



お問い合わせ先

長野保健所 電話 026-223-2131 (代)

須坂市健康福祉部健康づくり課 電話 026-248-9018 FAX 026-251-2459

須坂市教育委員会学校教育課 電話 026-248-9010 FAX 026-248-8825